

事務連絡
令和3年8月19日

関係協会長 殿

富山県土木部長

「まん延防止等重点措置」の適用について

平素より、県政の推進並びに新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご理解、ご尽力を賜り感謝申し上げます。

県内において感染者数や入院患者数が急増していることなどから、8月20日から国による「まん延防止等重点措置（措置区域：富山市）」が適用されることとなりました。

これらにより、別添のとおり、県民の皆様をはじめ飲食店や事業者等の皆様に強い自粛要請等を行うとともに、出勤者数の7割削減を目指すなど、さらなる感染予防対策の徹底を改めてお願いしているところです。

つきましては、貴協会の会員の皆様への周知徹底を強くお願いいたします。

【添付資料】

- ・「まん延防止重点措置適用」等に係る資料

(事務担当)

建設技術企画課 島山